

山武グループ  
グリーン調達ガイドライン

2004年11月版

はじめに

山武グループは、地球環境保全への取り組みを経営の最重要課題のひとつととらえ、地球環境、資源の保護ならびに環境汚染防止を推進し、環境保全活動の質の継続的な向上を図ることを環境憲章に掲げ、企業活動を進めています。

しかし、山武グループの製品は、多くの購入先様との関連で製造されています。自社だけの環境保全活動では十分とは言えず、環境にやさしい製品をお客様に提供するためには、製品を構成する原材料や部品等も環境にやさしいことが必要です。

山武グループは、当グループが電気・電子部品などの市販品および仕様を指定する仕様指定品の調達にあたり、購入先様各位の環境取り組みと原材料や部品そのものの環境へのやさしさを考慮したグリーン調達を推進します。グリーン調達は、企業の果たすべき重要な課題です。生産活動における環境取り組みおよび原材料や部品等そのものの環境への影響に配慮するために、ここにグリーン調達ガイドラインを制定いたしました。

このグリーン調達ガイドラインに基づいて生産活動における環境取り組みおよび原材料や部品等を評価したうえで、調達をさせていただきたいと考えています。

山武グループのグリーン調達ガイドラインをご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

株式会社 山武  
生産本部  
品証環境本部

## 目 次

1．山武グループの環境保全活動	3
2．山武グループにおけるグリーン調達基準	4
2．1 目 的	4
2．2 適用範囲	4
2．3 グリーン調達基準	4
2．3．1 購入先の選定基準	
2．3．2 化学物質に関する基準	
2．4 評価・運用	5
2．4．1 グリーン調達評価票による評価	
2．4．2 化学物質調査票による評価	
3．特記事項	6
3．1 グリーン調達ガイドラインの改訂等について	
3．2 提出された資料の取り扱い	
3．3 購入先様の環境保護活動・推進について	
4．お問合せ先	7

## 1. 山武グループの環境保全活動

セーブメーションを企業理念とする山武グループは、2001年4月にグループ全体の指針となる「山武グループ環境憲章」を制定し、国内外のすべての事業活動において、持続可能な循環型社会構築の貢献に向けてグループ全体で行動することを宣言いたしました。この環境憲章の第4項でグリーン調達を推進することを謳っています。

### 山武グループ環境憲章

山武グループの企業理念「省 (Savemation)」とビジョン「心地よさを人に 地球に」に基づき、地球環境保全への取り組みを、経営の最重要課題のひとつととらえ、国内外の全ての事業活動において、地球に優しい企業として、持続可能な循環型経済社会構築の貢献に向けて継続的に行動し、環境先進企業を目指す。

1. 国内外の環境関連法規制を遵守する。
2. 事業活動全般にわたって環境負荷を配慮し、汚染防止、資源・エネルギーの有効活用、および廃棄物の削減、リサイクル、適正処理に努める。
3. 環境配慮型の製品・サービスづくりに努める。
4. 環境負荷低減に資する資材および機器類を優先的に購入する。
5. 環境改善への取り組みを支援する製品・サービス、ソリューションの提供を積極的に行なう。
6. 環境教育を通じて意識高揚を図り、一人ひとりが自ら責任を持って環境保全活動を遂行できるよう啓発する。
7. 環境保全への取り組みを適切に情報開示し、社会とのコミュニケーションを図る。

株式会社 山武

代表取締役

社 長 小野木 聖二

## 2. 山武グループにおけるグリーン調達基準

### 2.1 目的

山武グループ(以下山武と記載)は、お客様へ環境に配慮した製品・サービスを提供するために、従来の品質(Q)・価格(C)・納期(D)に環境(E)を加え、環境への負荷ができるだけ小さい資材・機器類を選定し、優先的に調達してまいります。このため、本ガイドラインではグリーン調達に関する山武の考え方と、具体的な要求基準および運用について示します。

### 2.2 適用範囲

このガイドラインは山武の全事業所における資材の調達活動に適用します。なお、資材とは、資材(原材料、補助材料)・部品(購買部品、外注部品)・製品(OEM製品を含む)を総称するものとします。

注)OEM:Original Equipment Manufacturer

### 2.3 グリーン調達基準

資材のグリーン調達については、次の2つの選定基準によるものとしています。

購入先の選定基準

化学物質に関する基準

#### 2.3.1 購入先の選定基準

山武では、環境保護を推進するマネジメントの仕組みとして、環境マネジメントシステム(EMS)を構築し、ISO14001等の第三者による認証取得を推奨致します。

- 1) ISO14001の認証取得/取得活動中である。または、その他のマネジメントシステムを構築/構築中である(対象納入品の製造拠点毎での取得及び構築が必要です)。その他のマネジメントシステムとは、環境省の進める環境活動評価プログラム(エコアクション21)、京都・環境マネジメントシステム・スタンダード(KES)等があります。
- 2) 1)項に該当しないが、自主的な環境取り組みを行っている。

また、資材の選定に当たっては、QCDに加え、以下のような環境負荷低減に関する諸条件を満たしている資材を優先的に採用します。

- 3) 3R(リデュース、リユース、リサイクル)による省資源化・廃棄物削減、省エネルギー化、分解の容易性を考慮した設計を行っている。
- 4) 製品に含有、および製品の製造工程に使用する物質が「化学物質に関する基準」(2.3.2)にある禁止、削減、管理を遵守している。
- 5) 製品の梱包に対し、省資源化設計を行っている。また、回収などによるリユース、リサイクル等の取り組みを行っている。
- 6) 製品の梱包材料に含有する物質が「化学物質に関する基準」(2.3.2)にある禁止、削減、管理を遵守している。

## 2.3.2 化学物質に関する基準

山武では、納入品に含有する物質（プラスチック、ゴム、金属材料のメッキ・化成処理・塗装、紙類、印刷インキ等に含まれる化学物質）について「含有禁止物質（レベル1）」、「含有禁止物質（レベル2）」、「含有削減物質（レベル3）」、「含有管理物質（レベル4）」の区分に従って自主管理を行っています。

含有禁止物質 <レベル1>	人体や環境へ著しい影響を及ぼすことが明らかであり、法規制等により製造が禁止及び製造の許可が必要な物質で山武が禁止と指定した物質を示す。
含有禁止物質 <レベル2>	期限付き含有禁止物質であり、山武が製品への含有を指定した期限までに全廃する物質を示す。
含有削減物質 <レベル3>	法規制等によりすでに製造禁止時期または削減されることが決まっており、山武が自主的に削減と判断した物資を示す。
含有管理物質 <レベル4>	法規制等により製品中の含有の有無を管理すべき物質であり、山武が自社製品への使用量も管理すべきと判断した物質を示す。

## 2.4 評価・運用

グリーン調達評価票と化学物質調査票の2種類で評価・運用させていただきます。

### 2.4.1 グリーン調達評価票による評価

購入先様におかれましては本ガイドラインに基づき、御社の環境への取り組みや納入していただく資材について自己評価を実施し、その結果を提出していただきます。自己評価結果は山武が必要と判断した場合には内容の詳細を確認させていただきます。

また、環境負荷が大きいと判断される場合には山武から改善をお願いする場合があります。

この評価票の評価・運用は、以下の手順とします。

ステップ1：購入先様にて、「グリーン調達評価票」（様式1）に基づいて自己評価し、その結果の評価点をご記入下さい。なお、ISO14001の認証を取得されている場合は、登録番号、審査登録機関をご記入下さい。

ステップ2：評価・ご記入された「グリーン調達評価票」を山武購買主管担当者へご提出下さい。

ステップ3：必要に応じて、別途、関連する資料のご提出をお願いする場合があります。

ステップ4：ご提出の結果は、山武においても評価させていただき、加えてその成果を考慮し、「QCDE」として総合評価します。

ステップ5：また、必要に応じて、山武によって監査させていただく場合があります。

ステップ6：以降、継続的改善の評価として、定期的（3年毎）的に「グリーン調達評価票」をご提出いただきます。

なお、御社が商社の場合、御社の評価に加えて、納入いただく資材の最終製造または組立工場について調査票にご回答ください（最終製造または組立業者に記入をご依頼いただくか、貴社の責任において調査・回答いただいても結構です）。

## 2.4.2 化学物質調査票による評価

個々の資材について、環境負荷性の評価を行い、環境負荷の少ない資材を優先的に選定・調達してまいります。このため、製品に含有する環境負荷物質の含有量等の詳細物質調査にご協力くださるようお願いいたします。

本調査は、山武から調査していただきたい資材を「部品品番」または「メーカー形名」で指定させていただきますので、その資材の化学物質の含有有無、および製造工程における化学物質の使用有無について「化学物質調査票」(様式2)に含有量、含有部位、含有目的の記入をお願いします。ご記入後は、調査依頼部門までご返送くださるようお願いいたします。

万一、禁止物質(レベル1,2)を含有もしくは使用している場合には、調査依頼部門への速やかなご連絡をお願いします。また、調査データに変更があった場合には速やかに調査依頼部門までご連絡をお願い致します。

なお、禁止・削減・管理物質については「化学物質リスト」(別表1,2)を参照願います。

## 3. 特記事項

### 3.1 グリーン調達ガイドラインの改訂等について

この「グリーン調達ガイドライン」は、法規制や社会動向により予告なく改訂する場合があります。改訂が生じた場合には、速やかに、その内容をご連絡申し上げます。

### 3.2 提出された資料の取り扱い

ご提出された資料は、山武の内部資料として取り扱います。従って、購入先様の許可なく外部公開は一切行いません。

### 3.3 購入先様の環境保護活動・推進について

購入先様から山武に対し、環境保全活動、環境マネジメントシステム(EMS)等の整備支援を要請される場合は、購買主管担当者へ御相談下さい。

#### 4 . お問合せ先

(株)山武 アドバンスオートメーションカンパニー CP事業本部  
藤沢プロダクションセンター 購買グループ  
TEL : 0466-20-2201 FAX : 0466-22-6814

(株)山武 アドバンスオートメーションカンパニー 資材部 湘南グループ  
TEL : 0467-74-2114 FAX : 0467-74-2131

(株)山武 ビルシステムカンパニー 購買部 伊勢原購買グループ  
TEL : 0463-91-9552 FAX : 0463-91-9710

(株)山武 アドバンスオートメーションカンパニー 資材部 伊勢原グループ  
TEL : 0463-91-9554 FAX : 0463-91-9711

山武コントロールプロダクト(株) 管理センター 購買グループ  
TEL : 0463-84-2616 FAX : 0463-81-3494

(株)太信 販売促進部 生産支援課  
TEL : 0269-24-5461 FAX : 0269-24-5481

(株)山武 品証環境本部 環境推進室  
TEL : 0466-20-2190 FAX : 0466-27-2557